

R 8 佐野河川管内右岸維持管理工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

渡良瀬川河川事務所

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)
(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- (1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ③ 2級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ④ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ⑤ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者
- (2) 監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。
 - ① 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - ② 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業農村工学」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は

仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

（2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。

（3）下請次数は3次までであること。

（4）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

（5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1）専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項（3）～（6）について施工計画書、施工体系図等へ記載

し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は渡良瀬川河川事務所管内（古河市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、野木町、桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、明和町、大泉町、邑楽町、熊谷市、行田市、羽生市、加須市）の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通

知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）

3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4．本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5．本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

2．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含めないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 栃木県栃木市藤岡町藤岡 緯度 36° 15' 51" 経度 139° 38' 49"

終点 栃木県足利市県町 緯度 36° 17' 1" 経度 139° 27' 47"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にするものとする。

記載例)

本工事は、渡良瀬川右岸 13.5 km～25.0 km（栃木県栃木市藤岡町地先～足利市野田町地先）、矢場川 0.0 km～8.2 km（栃木県足利市野田町地先～足利市県町地先及び群馬県邑楽郡邑楽町秋妻地先）及び多々良川 No. 0～No. 4（群馬県館林市日向町地先）の堤防除草、維持工事及び洪水、地震時の状況把握業務を行うものである。

主な工種は、堤防除草工・堤防養生工・管理用道路補修工・清掃工・維持工及び業務委託料であり、それぞれ1式を予定している。

第9条 施工体制台帳

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	 氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
 注意２）所属会社の写真とする。

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は渡良瀬川河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月版）」を遵守する。

月)」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000869200.pdf に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000620535.pdf に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	A s 量 5.5 % 密粒再生 (20)	管理用道路補修工
再生クラッシャーラン	R c - 40	管理用道路補修工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体方等の方法

工	工程	作業内容	分別解体等の方法
程 ご と 作 業 内	① 仮設	仮設工事	☐ 手作業
		☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土木	仮設工事	☐ 手作業
		☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	仮設工事	☐ 手作業
		☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用

容 及 び 解 体 方 法	④ 本体構造	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (コンクリート殻) (アスファルト殻)	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

(2) 再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	館林アスコン (株)	群馬県館林市大字近藤字開拓 655-6
コンクリート殻 (無筋)	(有) 邑躍リサイクル中間処理場	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字 大谷原 3 7 7 0 - 1

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

館林アスコン (株) 8時00分～17時00分

(有) 邑躍リサイクル中間処理場 8時00分～17時00分

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第21条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 2 2 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度版)によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第 2 3 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２４条 現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
- （トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 25 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 試掘及び埋設物の防護

施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 26 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第27条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 28 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第 1 編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第 1 編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6 を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 18 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 29 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第 30 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>

第 31 条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 32 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設

省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 3 3 条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 3 4 条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第 3 5 条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
2. 6 月 1 日から 1 0 月 3 1 日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。
 - ・ 準備・後片付け
 - ・ 除草工
 - ・ 養生工
 - ・ その他監督職員が承諾した工種

第 3 6 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第37条 週休二日の対応

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。

また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第38条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

い。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 39 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導

入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL（<http://www.netis.mlit.go.jp>）

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第40条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第39条 新技術の活用「新技術の定義 3. 対象とする新技術に示す1」～4）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。」

3. 受注者は、選定した新技術が第39条 新技術の活用「新技術の定義 3. 対象とする新技術に示す1）～4）のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。」

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第41条 建設現場遠隔臨場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合

は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 2 条 契約後 VE 方式

「VE 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が VE 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
 2. 以下の提案は、VE 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
 3. 受注者は、前項の VE 提案を行う場合は、次に掲げる事項を VE 提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
 4. 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 5. 受注者は、前項の VE 提案を契約の締結日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 6. VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- 提出された VE 提案は、施工の确实性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
- VE 提案の採否について、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
7. VE 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 8. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 9. 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
 10. VE 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE 管理費については、原則

として変更しないものとする。

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第43条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第39条 新技術活用「新技術の定義」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第44条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第45条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとと

もに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第46条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

1. 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
2. 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（土木工事安全施工技術指針）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（土木工事安全施工技術指針）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
5. 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
6. なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第2編 材 料 編

第1章 土 木 工 事 材 料

第４７条 砕石

本工事に使用する砕石はR c—４０を原則とする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第４８条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	摘要
舗装工	４０～６０	—

第４９条 袋型根固め用袋材

- 本規定は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。
- 袋型根固め用袋材は、表１に示す性能を満足することを確認するものとする。
- 要求性能は、表１に記載する確認方法で行うことを原則とし、請負者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

表１ 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

公 的 試 験 機 関	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
	強度 （＊ １）	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張強度 （ＪＩＳＡ８９６０に準拠）	（２トン型）	（２重）４００Ｎ以上 （１重）７００Ｎ以上
				（４トン型）	（２重）５００Ｎ以上 （１重）９００Ｎ以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型：耐候性は求めない 長期性能型：耐用年数３０年程度	耐候性試験 （長期性能型のみ） （ＪＩＳＬ０８４２オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を７５００時間照射後、ＪＩＳＡ８９６０準拠の引張試験を実施）	（２トン型）	（２重）２００Ｎ以上 （１重）２００Ｎ以上
				（４トン型）	（２重）２５０Ｎ以上 （１重）２５０Ｎ以上
	耐熱	中詰め材料を充填	たき火試験	燃焼部以上に延焼しないこ	

	焼性	した状態で網地の 燃焼が広がらない こと。	(参考資料 1 参照)	と。
	環境 適合 性	生態系を阻害する ような有害物質の 溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 (参考資料 1 参照)	有害物質が溶出しないこと。
	均質 性	性能を担保する品 質の均質性を確保 していること。	材料 2 0 0 0 袋あたり 1 回の引張試験を実施 (J I S A 8 9 6 0 に準 拠)	「強度」の基準値を満足する こと。
発 注 機 関	網 目・ 網地 の信 頼性	中詰め材料の抜け 出しや、網地の破 断が促進すること がないこと。	監督職員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網 目の寸法で、かつ、網目を構 成する網糸が破断しても解れ が連続的に広がらない加工が なされていること。

＊ 1 表 1 の確認方法のうち、公的試験期間による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。

第 5 0 条 袋型根固め用中詰め材

袋型根固めに使用する中詰め材は現地採取を想定している。

なお、採取場所等については、監督職員と協議するものとする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第 5 1 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第 5 2 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用

している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第53条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第54条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでの電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第55条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第56条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第57条 河川維持管理技術者からの助言

堤防除草工、点検・巡視及び維持工は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質の向上を図るため、各作業の留意事項に関して「河川維持管理技術者」の資格を有する者から助言を受けるものとする。

特に堤防除草工は、河川堤防の機能を正常に保つため、植生の草丈を抑制し、堤防の変状・異状箇所の発見および点検をやすくするとともに、出水時の水防活動等を容易にするなど、堤防管理の基礎となる重要な作業であることから、「河川維持管理技術者」からの助言は、原則として工期における第1回目の堤防除草作業着手前に受けるものとする。

また、助言を受けた内容等を記録し監督職員に提出するとともに、作業計画書・安全教育・訓練やKY活動に活用するものとする。

「河川維持管理技術者」からの助言は、以下の内容を想定している。

【除草作業】

- ・堤防（植生含む）に求められる機能、堤防除草工の必要性
- ・堤防等の損傷・変状等に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響等を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川特性や地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

【点検・巡視】

- ・洪水時巡視や堤防点検に関する留意事項

【維持工】

- ・堤防等の補修に関する留意事項

なお、助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の必要経費は、監

督職員と協議の上、決定するものとし設計変更の対象とする。

「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人河川技術者教育振興機構
HP (<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第58条 刈取り高

1. 草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定出来る機種では、刈り刃高を10 cm程度に設定し、実施したものとする
2. 上記によりがたい場合は、監督職員に承諾を得るものとする。

第59条 除草工

1. 堤防除草の回数は3回を基準とし、施工時期は下表を基本とするが、堤防の状況等により時期を変更する場合がある。詳細については監督職員の指示によるものとする。

区分	6月下旬まで	第1回目除草終了から 8月下旬まで	第2回目除草終了から 10月下旬まで	計
川表	○	○	○	3回
川裏	○	○	○	3回

2. 除草は原則として機械式で行うものとするが、法勾配1：1・9未満の箇所及び構造物周辺については肩掛け式でおこなうものとする。なお、肩掛け式で行う場合に、飛び石等飛散防止措置が必要な範囲について監督職員と協議するものとする。
3. 機械式の草刈機を使用する場合は、『安全装置』を装備している機種を使用すること。
安全装置とは、操作員が操作レバーから手を放すと中立に戻り、走行が停止すること、又は操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、走行が停止する装置である。
4. 肩掛け式の草刈機を使用する場合、飛び石等飛散防止措置が必要な範囲については、飛び石等飛散防止対策に併せて上下刃逆回転式の機種を使用すること。
5. 除草中、付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。
また、苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。
6. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。
7. 集草は見込んでいない。
8. 兼用道路部分については、法肩より法長1 mは除草しないものとする。
9. 除草中、堤防に漏水、陥没等異常が確認された場合には、速やかに監督職員に報告すること。
10. 除草後の刈草については堤防管理に支障を来すことのないよう配慮すること。
11. 上記によりがたい場合やその他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第60条 刈草有効活用提供への協力

1. 本工事により発生する堤防刈草は、一般への無償提供を呼びかけているため、無償提供の申

し込みがあった場合は除草及び集草の日程調整を行うなどの協力を行わなければならない。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

2. 前項により、設計図書に変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、変更の対象とするものとする。

第61条 芝刈（堤防養生工）

1. 芝刈については、2年目・3年目のみ年2回施工するものとし、施工時期は下表を原則とするが、詳細については監督職員と協議するものとする。

2. 刈取りは機械式で行うものとするが、法勾配1：1.9未満の箇所及び構造物等の周辺については肩掛式で行うことを原則とする。ただし、これにより難い場合については監督職員と協議するものとする。

3. 集草回数は1回を原則とするが、詳細については監督職員の指示によるものとする。なお、集草後の処理については、第61条処分工によるものとする。

区分	7月	10月	計	摘要
芝刈	○	○	2回	抜根完了後

第62条 3次元河川管内図の活用

1. 第59条除草工及び第61条芝刈（堤防養生工）における面積計算及び出来形管理について3次元河川管内図（座標データを付与したもの）を活用するものとする。

なお、3次元河川管内図（座標データを記載したもの）については、工事契約後発注者が貸与するものとし、貸与後除草展開図により除草範囲を明確にし、監督職員と協議するものとする。

2. 除草作業終了後、GNSSローバー等の3次元計測技術を用いて出来形計測を実施する。

3. 除草工及び芝刈（堤防養生工）で作成した除草展開図及び出来形管理のデータについては、工事完了後電子納品の対象とする。

4. 3次元河川管内図（座標データを付与したもの）を活用する除草工及び芝刈り（堤防養生工）の作業範囲及び活用方法の詳細については、工事契約後速やかに監督職員と協議するものとし、3次元河川管内図の活用に伴う費用については、当初設計では見込んでいない。

また、3次元河川管内図（座標データを付与したもの）を活用した除草展開図の作成及び出来形管理以外に3次元河川管内図（座標データを付与したもの）を活用した除草作業を行う場合には、監督職員と協議のうえ実施するものとし、作業にかかった費用については、設計変更の対象とする。

第63条 抜根除草・集草（堤防養生工）

1. 芝以外の雑草については丁寧に抜根除草し集草するものとする。また、集草後の処理については、第64条処分工によるものとする。

2. 抜根除草は1年目～3年目について年3回行うものとし、施工時期は下表を原則とするが、これにより難い場合については監督職員と協議するものとする。

区分	5～6月	7月	9～10月	計
抜根	○	○	○	3回

第64条 処分工

1. 本工事において処分が必要になったものについては、下記の処理施設を見込んでいる。

【堤防養生工】

分類	処理施設
刈草・雑草	1. 受入場所 (株) 新栄造園 群馬県館林市上三林町乙1588-1 2. 受入時間 8:00～17:50 3. 受入費用 30,000円/t (税抜き) 4. 受入車両 パッカー車

【維持工】

分類	処理施設
コンクリート殻 (無筋)	1. 受入場所 (有) 邑躍リサイクル中間処理場 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字大谷原3701-1 2. 受入時間 8:00～17:00 3. 受入費用 1,000円/t (税抜き) 4. 受入車両 ダンプトラック

【管理用道路補修工】

分類	処理施設
アスファルト殻	1. 受入場所 館林アスコン (株) 群馬県館林市大字近藤字開拓665-1外4筆 2. 受入時間 8:00～17:00 3. 受入費用 2,000円/m ³ (税抜き) 4. 受入車両 ダンプトラック

【清掃工】

分類	処理施設
一般廃棄物	1. 受入場所 葛生清掃センター 栃木県佐野市あくど町3360 2. 受入時間 8:30～17:15 3. 受入費用 20,000円/m ³ (税抜き) 4. 受入車両 パッカー車

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても契約変更の対象としない。ただし、現場条件や処理設の処理能力や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2. 処理場へ搬出する場合は、事前に受入条件を確認しなければならない。また、適切に処分し

たことを証明する書類を監督職員に提出しなければならない。

3. 工事発注後、明らかになったやむを得ない事情により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第65条 舗装工

1. 舗装工についての詳細は監督職員と協議するものとする。
2. 加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記の通りとする。

混合物の種類	最大粒径(mm)	アスファルト量(%)	摘要
再生密粒度アスコン	20	5.5	表層

3. 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第66条 維持工

1. 維持工は監督職員の指示により作業を行うものとし、別添数量総括表の普通作業員分を見込んでいるが、実績に応じて契約変更の対象とする。
2. 災害時においては災害対策用機械の設置・運転・撤去を指示することがあるため、災害時に対応することなお、対応については契約変更の対象とする。
3. その他、監督職員の指示により設計図書に記載されていない工事を行った場合は、別途契約変更により対応するものとする。

第67条 根固め工

袋型根固め用の袋材は2t用のものを基本とするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、設置する場所については、監督職員の指示によるものとする。

その他

第68条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第69条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第70条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第4編 状況把握業務

第71条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」（以下「業務」という。）に適用する。
2. 現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）、特記仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第72条 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は監理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。
4. 「監理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の監理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。

また、監理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者（監理技術者）が兼ねることとする。

5. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（監理技術者を除く。）をいう。
6. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
7. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
8. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議することをいう。
9. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
10. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発刊年月日を記録し、署名又は捺印したも

のを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

11.「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために監理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第73条 一般留意事項

1. 監理技術者は、本業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。

1) 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内についても精通しておかなければならない。

2) 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

2. 監理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 状況把握員は、監理技術者のもとに監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第74条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、班の中で1名が下記の条件を満たす者とし、それ以外の状況把握員は資格を求めないものとする。

なお、資格を有しない状況把握員が業務に着く場合は、特記仕様書第75条による講習を受講するものとする。ただし、講習のどちらかを受けていれば業務に着くことが出来るものとする。

状況把握員の資格は、下記の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面（経歴書等）を提出すること。

区 分	資 格 等
状況把握員	下記の①、②、③、④のいずれかの要件を有する者であること ①河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。 ②1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ④発注者が上記③と同等以上であると認めた者。 ※③でいう同等とは下記のとおりとする。 ア) 2級建設機械施工技士 イ) 2級造園管理技士 ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者 エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験有している者。

第 7 5 条 状況把握員の講習

特記仕様書第 7 4 条に求める資格を有しない状況把握員を配置する場合には、災害時において重要な作業であることから、その品質確保を図るため、状況把握における留意事項に関して、「河川維持管理技術者」による以下の講習を受けるものとする。

「河川維持管理技術者」の講習は、業務期間中の業務実施前に受けるとともに、その内容を記録し提出するものとする。

①状況把握業務に関する基礎講習（0. 5 日／年）

②特記仕様書第 7 6 条に関する現場における実務講習（1 日／年）

※特記仕様書第 8 4 条（実施訓練等）とは別に実施するものとする

講習における「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の経費は、監督職員と協議の上、必要額を設計変更の対象とする。

第 7 6 条 業務内容

状況把握員の業務内容は、以下の通りとする。

①出水時の状況把握

出水時の状況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日付け 国関整河管第 1 2 7 号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

②地震発生後の状況把握

地震発生後の状況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検 要領（令和 3 年 6 月 3 0 日付け 国関整河管第 1 9 号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

③その他

その他、発注者の指示に基づき監理技術者から指示された業務を行う。

第 7 7 条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「業務履行区域」という）を対象範囲とする。

出張所名	河川名	下流端キ口杭		上流端キ口杭		摘要
		左岸	右岸	左岸	右岸	
佐野河川出張所	渡良瀬川		1 3 . 5 k		2 5 . 0 k	
	矢場川	No. 0	No. 0	No. 4 5	No. 4 5	
	多々良川	No. 0	No. 0	No. 4	No. 4	

第 7 8 条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち下記の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（1）業務の内容、実施項目

- (2) 業務の実施体制
- (3) 業務の実施方法
- (4) 連絡方法、連絡体制
- (5) その他の業務実施上の必要となる事項

第79条 状況把握員の班編制

状況把握員の班編成は下記のとおりとし、長時間に亘る場合は、交替班を用意するものとする。
また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所	班編成
佐野河川出張所	3班

第80条 状況把握員の携帯品

状況把握員は下記のを必ず携帯すること。

1. 状況把握記録用紙、地震点検要領及び筆記用具。
2. 携帯無線機（替電池付）
3. 身分証明書（腕章）
4. カメラ
5. 照明器具
6. 安全ロープ
7. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
8. その他、必要が認められるものについては、監督職員と監理技術者が協議するものとする。

なお、発注者貸与品は、出水時巡視規則、地震点検要領、携帯無線機及び替電池、身分証明書（腕章）とする。

第81条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第82条 貸与品の返却

貸与物品は、業務完了後速やかに返還しなければならない。

第83条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、部外者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。

第84条 実施訓練等

事前に業務履行区域について、現地状況を十分把握するとともに、業務の実施及び連絡方法等

について訓練を実施するものとする。

なお、実施日数は1日とし、監理技術者立会のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と監理技術者が協議して定める。

第85条 状況把握の出勤・開始及び終了

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、監理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は佐野河川出張所管内とする。

なお、監督職員が不在等のときは、監理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出動を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出動条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により監理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が監理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	対象範囲
足利観測所	3.0 m以上	3.3 m以上	佐野河川出張所管内

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点

気象庁発表地点

出張所	発表地域	発表地点
佐野河川出張所	栃木県南部	栃木市藤岡
		佐野市高砂
	群馬県南部	板倉町板倉
		館林市城町
		邑楽町中野

第86条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、電話応答装置、インターネット等により収集するものとする。

電話応答装置：（水位）0284-73-6218

URL <https://www.river.go.jp/portal/#83>

<http://www1.river.go.jp/>

<http://i.river.go.jp/>

<http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/>

<https://www.ktr.mlit.go.jp/>

<https://weathernews.jp/>

<https://tenki.jp/>

川の防災情報

水文水質データベース

川の防災情報（携帯電話版）

関東地方整備局体制発令支援メニュー

国土交通省関東地方整備局

（株）ウェザーニューズ

（財）日本気象協会

第 87 条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを原則とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握すること。

ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は業務履行区域を原則とし、概ね 1 時間で 1 巡するものとする。

また、地震時発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班 1 班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間に増減が生じた場合は、工期末までに精査変更する。

時間帯	勤務時間	実施時間
5 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	連続 8 h 以内	7 2 時間
	連続 8 h 以上	1 8 時間
2 2 : 0 0 ~ 5 : 0 0	連続 8 h 以内	2 4 時間
	連続 8 h 以上	6 時間

第 88 条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話または監督職員より貸与した携帯無線機により直ちに行うものとし、携帯電話または携帯無線機による通信が出来ない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。なお、監督職員への報告は次の通りとする。

①状況把握に出動した時。

②状況把握が完了した時。

③河川管理施設等に異常を発見した場合。

④その他、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から監理技術者に指示するものとする。

第 89 条 状況把握員の安全等

1. 状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

また、その旨を監理技術者に報告し、監理技術者は監督職員に報告するものとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

2. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。

第 90 条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

1. 出水時

(1) 状況把握状況定時報告（洪水） 1 部

(2) 異常発見報告 1 部

- | | |
|---------------------|-----|
| (3) 写真集 | 1 式 |
| 2. 地震発生後 | |
| (1) 状況把握状況定時報告（地震） | 1 部 |
| (2) 施設点検結果票（異常発見報告） | 1 部 |
| (3) 写真集 | 1 式 |
| 3. その他 監督職員が指示したもの | 1 式 |

また、受注者は業務処理結果報告書を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。様式については、別途監督職員より指示するものとする。

第 9 1 条 その他

1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。
2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と監理技術者が協議し決定するものとする。

第 9 2 条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第 1 項、第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、監理の下に業務を実施しなければならない。

第 9 3 条 セキュリティ

受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、業務履行にあたって庁舎 LAN に接続された O A 機器等を使用する必要がある場合には、発注者の指示に従うとともに、使用にあたっては国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない。

第 9 4 条 ウイルス対策

受注者は、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 2 8 条 第 3 5 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 2 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化处理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 2 0 条 第 6 4 条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

＊以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）_____

担当者（会社名・部署名・氏名）_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（＊証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監督）技術者」が行うものとする。

業務についてが、「監理技術者」が行うものとする。

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床掘作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式-0-2

【比較表-1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。										
	〇〇道路改良工事										
	工事名	単位	入札時			工事完成時			備考		
工事区分・工種・種別			官積算(予定価格)※		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		元請/官積(%)			
			数量	金額		数量	金額				
道路土工		式	1			1			1		
地盤改良工		式	1			1			1		
法面工		式	1			1			1		
カルバート工		式	1			1			1		
排水構造物工		式	1			1			1		
構造物撤去工		式	1			1			1		
仮設工		式	1			1			1		
直接工事費		式	1			1			1		
共通仮設費		式	1			1			1		
共通仮設費		式	1			1			1		
純工事費		式	1			1			1		
現場管理費		式	1			1			1		
工事原価		式	1			1			1		
一般管理費		式	1			1			1		
基礎工		式	1			1			1		
工事価格		式	1			1			1		

【比較表－2】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表													
記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。												
〇〇道路改良工事													
工 事 名	単 位	入 札 時				工 事 完 成 時				備 考			
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請(完成時実績)		官積算(最終)※					
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価			金額	
道路土工	式	1			1			1			1		
掘削工	〃	1			1			1			1		
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1		
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1		
路体盛土工	式	1			1			1			36		
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14		
法面整形工	式	1			1			1			30		
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9		
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1		
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11		
地盤改良工	式	1			1			1			1		
安定処理工	〃	1			1			1			1		
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1		
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1		
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2		
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2		
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200		

記入要領

- 1) 職種名は例示したもので、該当する職種名に変更して記入して下さい。
- 2) 世話が、他の職種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分して下さい。
- 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用して下さい。

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		消費税抜で記入してください									
		金額単位:千円									
費目	元請+元請外注	元請	元請外注 合計	1 〇〇道路	2 〇〇橋梁	3 〇〇河川	4 〇〇トンネル	5 〇〇事業	6 〇〇地質・試験	7 〇〇材料	
(1) 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	138
(3) 機械器具等賃借料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	0	20
(4) 安全機械器具等賃借料・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特別経費	747	734	13	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 間接工事費	19,683	11,898	7,785	1,088	759	3,250	1,080	1,009	320	283	0
(1) 共通経費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0	0
A 運搬材	220	70	150	90	60	40	0	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み及び取り出し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0
ロ 車賃費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業計画防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0	0
安全留意度 「建設工事の安全対策防止対策要綱」に ついて選択											
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全員の安全管理上の監 視、あるいは監視等に要した費用(夜 間の保安要員の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標識板、標識、保安、防護、バリアード 等の安全施設等の設置、撤去、補修に要 した費用及び使用期間中の維持	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に 要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における仮設柵に要 した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防火安全対策 に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省(運輸)発注工事における 再圧縮装置設置、撤去、維持管理に要し た費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通安全対策費	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0	0
C 鉄道交通安全対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 船舶安全確保(警戒船)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム築設・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 設備費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の増上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術関係経費(電気工事、光ケーブル工事 の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,768	1,080	1,111	320	283	0
イ 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11	0
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,387	4,917	3,470	1,001	980	359	792	33	214	91	0
ホ 退職金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 保険料	208	0	208	162	0	0	0	0	0	0	0
(1) 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自動車保険	109	0	109	8	0	0	0	0	0	0	0
(4) 相立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 法定外の労災保険	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45	0
A 労災保険料	539	497	42	0	0	0	0	0	0	0	0
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	42	20	7	2	3	0
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15	0
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16	0
E 退職共済掛金	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	0	0	0	0	0
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通費	394	290	104	12	0	0	49	0	0	0	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	0	0	0
カ 外注一般管理費等	-1,494	0	-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	0	0
(3) 外注費(下請)は、外注一般管理費等の自動計算値		41,750	外注一般の計算値	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	0	21
(4) 一般管理費等 自動計算値 = -1,355	-1,355	-1,355	自動計算値								
(5) 消費税率2%増徴対策費(電気工事・光ケーブル工事 の場合は、増徴費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 労務調査等工事係償	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 工事係償	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441	0
(8) 消費税率増徴(下請)は、下請工事係償の自動計算値	3,463	3,463	0	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441	0</

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

年月日：

品質証明書

工事名： _____

品質証明事項					
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名	印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分組		発注者作成 書類の位置付 け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
										受注者	受注者						監督 職員	
工事着手前	作成書類の 役割分担	設計 審査会で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-		○						○				令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○						○				令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認	
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○									令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—	○												
			9 共通仕様書	—	—	○												
			10 特記仕様書	—	—	○												
			11 発注図面	—	—	○												
			12 現場説明書	—	—	○												
			13 質問回答書	—	—	○												
			14 工事数量総括表	—	—	○												
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○				○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○				○							契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○				○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○						
			21 掛金充当実績総括表	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○						
			22 被共済者就労状況報告書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○						
			23 掛金充当書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○					○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○				○							
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6							○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
			26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7		○				○							契約図書で規定された場合に提出する。
	その他		27 再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○				○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○				○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○				○							
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○				○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○								
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○			○								
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—		○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○							・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の登録業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○			○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○								
	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○												
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○			○								
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○			○								
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○			○								
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○			○								
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-		○					○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考			
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎					
										受注者	受注者						監督 職員 担当 課		発注 担当 課	受注者 保管	
施 工 中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11				○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12				○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。			
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○					○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。			
				50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。			
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。		
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○							事故報告書はSAS(建設工事事務データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
			④ 安全管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
				54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。	
			⑤ 品質管理	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○								
				56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5						○								
	契約関係書類	中間前払金	完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16					○									
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17					○									
				59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○									
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○									
				61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○								中間技術検査時にも提出する。	
		既済部分検査		62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－				○										
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○									
				63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○									
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21					○									
				65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○								部分使用がある場合に提出する。	
	支給品	建設機械	建設機械	66	工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式－23					○								工期延期が発生する場合に提出する。	
				67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。	
				69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。	
				72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○									既済部分検査等の際に提出する。
	その他			73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－						○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○								
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○								
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○								新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
				77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○								
工事書類	契約関係書類			78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30					○									
				79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○								
				80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○				○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○				○				☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真等の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○				○								総合評価図表方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○				○								
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○				○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89		再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事後	その他		90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－		○	○										「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

[たき火試験]

袋型根固め用袋に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材	割栗石 150 mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）

[煮沸試験]

網地に沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。

浸漬温度	$98 \pm 2^{\circ}\text{C}$
浸漬時間	$120 \pm 10 \text{ min}$
浸漬水	蒸留水
試験体の数	5 個
乾燥温度	105°C
抽出条件（質量比）	網地：水＝1：500

[飼育試験]

金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。

金魚の飼育時間	3 ヶ月
飼育条件（質量比）	網地：水＝1：100
金魚の匹数	3 匹

位置図

S=1/50,000 新出箇所

佐野市

館林市

邑楽町

千代田町

施工範囲（佐野河川出張所管内渡良瀬川右岸、矢場川、多々良川）

板倉

工事名	R8 佐野河川管内右岸維持管理工事				
図面名	位置 図				
年月日	令和	8	年	1	月
縮 尺	1/50,000		図面番号		1 / 1
会社名					
所 長	副所長	課 長	係 長	設 計	
所 長					
事務所名	国土交通省渡良瀬川河川事務所				